



障害福祉サービスの在り方等について

障害者総合支援法の見直しに係るヒアリング (第109回障害者部会)

公益社団法人 日本医師会
常任理事 江澤 和彦



I. 地域における障害者支援について

「障害者総合支援法」の第一条に記されている目的のごとく、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができることが原点であり、その為に自立を支援することや、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が極めて重要となる。

I . 地域における障害者支援について

- 本人の意思の尊重に基づいた支援の定着
- 尊厳の保持や自立支援に資するサービスの質の担保
- 適時適切なサービス提供体制の確保
- かかりつけ医と専門医療機関の連携による適切な医療提供
- 地域包括ケアシステムの構築による地域共生社会の実現

Ⅱ. 障害児支援について

- 新たな「医療的ケア判定スコア」導入による効果検証
- 過齢児を支える「医療的ケア」「発達支援」「自立支援」の充実
- 学校における「医療的ケア」の支援

Ⅲ. 障害者の就労支援について

- 就労中を支援するサービス提供
- 生涯にわたる療養データベースの構築